

## ◎北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

(平成三〇年七月二五日法律第七七号) (衆)

### 一、提案理由 (平成三〇年七月一〇日・衆議院本会議)

○横光克彦君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、北方四島の元島民や旧漁業権者の生活の安定がその子や孫以外の者によっても図られている実態を踏まえ、元島民等の配偶者等も低利融資を受けるための資格を承継できることとするなど、融資対象者の範囲を拡大するものであり、介護等、生計維持以外の方法で元島民等の生活の安定を図っている者も指定できることとしております。

本案は、昨九日の沖縄及び北方問題に関する特別委員会におきまして、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

### 二、参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長報告 (平成三〇年七月一八日)

○石橋通宏君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

…………… (略) ……………

次に、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、近年、元島民等の生活の安定に関し、その生計の維持が必ずしも子や孫の一人の収入によってなされているとは言えない実態等を踏まえ、生前承継及び死後承継による融資対象者について、複数名の指名を可能とするほか、介護等を行う者のうち、主たる者を指名可能とするとともに、元島民の配偶者や子又は孫の配偶者も指定可能とすることで、北方地域旧漁業権者等の範囲を拡大し、これらの者の営む漁業その他の事業又はその生活に必要な資金を貸し付けることができることとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して審査を行い、提出者である衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長横光克彦君より趣旨説明を聴取した後、共同経済活動を法案に書き込んだ理由、共同経済活動及び特定経済活動の具体的内容、我が国の北方領土における主権、平和条約問題に関する法的立場と共同経済活動、北方基金の取崩しの在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し七項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成三〇年七月一三日）

（北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平三〇法七六）の附帯決議と一括して掲載）

（注） 衆議院においては、委員会の審査は省略された。